

## 「ばら菜」の使用についての注意事項

神戸町マスコットキャラクター「ばら菜」の使用については、「神戸町マスコットキャラクターの使用に関する要綱」のほか、下記の点に注意してください。

### 1. 「ばら菜」の使用について

「ばら菜」を使用する場合には、神戸町役場まちづくり戦略課に使用申請を行っていただきます。ただし、以下の場合には、申請の必要はありません。

- (1) 国、地方公共団体又は公益法人等が非営利目的で使用する場合。
- (2) 新聞、テレビ、雑誌その他報道機関が報道目的で使用する場合。
- (3) 個人が、営利を目的とせず、個人的にまたは家庭その他これに準ずる限られた範囲内で使用する場合。
- (4) その他、町長が使用の申請手続きをする必要がないと認める場合。

### 2. 使用が認められない場合

以下の場合には、使用が認められません。

- (1) 町の信用又は品位を損なうおそれがある場合。
- (2) 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合。
- (3) 特定の個人、企業、政党又は宗教団体を支援し、公認しているような誤解を与えるおそれがある場合。
- (4) 自己の商標や意匠とするなど独占的に使用するおそれがある場合。
- (5) その他、承認することが適当でない場合。

### 3. 使用に当たっての注意事項

- (1) 承認された用途のみに使用してください。
- (2) デザインの改変、描き足し、一部消去及び色調の改変は行わないでください。
- (3) 承認を受けた権利を譲渡し、または転貸しないでください。
- (4) 町長が特に認めた場合を除き、「神戸町マスコットキャラクターばら菜」と表示するなど、神戸町のマスコットキャラクターであることを明記してください。
- (5) 商標登録の出願は行わないでください。